

大阪市ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業委託事業者募集にかかる質問項目及び回答について

質問項目	回 答	回答掲載日
<p>Q1 ・仕様書P1(1)相談支援(ピアサポート)の、“ヤングケアラーである相談者(以下、「相談者」という)からの相談等は無料とするが、「発注者への事前届け出により相談者の実費弁償分を徴収しても差し支えない」とは、具体的にはどのような意味でしょうか？ 理解が難しいため、もう少し詳しく教えていただけるとありがたいです。</p>	<p>A1 ・相談者の実費弁償分の徴収ですが、例えば、事業者が相談者の交流を図るために、集合をして対面による夏祭りやクリスマス会などの集まりを実施した際のお茶代などを想定しております。なお、イベントは必須ではありません。</p>	<p>4月28日</p>
<p>Q2 ・仕様書P1(1)相談支援業務(ピアサポート)の、(LINE株式会社が提供する無料通信アプリ)と、特定の会社名が記載されてるが、LINE相談でなければならないという決まりがありますか？ LINE相談を実施しないプランの場合、評価が低くなってしまうということでしょうか？</p>	<p>A2 ・仕様書では「LINE等のSNS」としており、LINEはあくまで一例です。事業内容に応じた方法を提案いただいても差支えありません。中高生の多くが参加しやすいかどうか評価になると考えております。</p>	<p>4月28日</p>
<p>Q3 ・本事業は、中高生世代を対象としたものとあります。これは、(1)相談支援業務、(2)オンラインサロン、(3)上記(1)(2)の広報・周知の3点に渡り、すべて中高生世代を対象とした取り組みを期待されているという理解で合っているのでしょうか？</p>	<p>A3 お見込みのとおりです。ただし、対象者を主に中高生世代としておりますので、例えば小学生や大学生からの相談にも応じていただきたいと考えております。</p>	<p>4月28日</p>
<p>Q4 ・P2⑥ 本事業用の電話回線の使用、アカウントの開設のうち、アカウントは市が指定する名称を用いることとあります。それは、既に決まった名前があるということなのでしょうか？</p>	<p>A4 ・既に決まった名前はありませんが、大阪市の委託事業であることが分かる名称を用いたいと考えております。</p>	<p>4月28日</p>
<p>Q5 ・P3⑨相談者に対してアンケートを実施する場合協力することとありますが、協力を拒む相談者も要ると思いますし、そもそも匿名で参加を希望する人もいます。協力したくてもできない場合もありますが、そこは大丈夫でしょうか？</p>	<p>A5 ・事業者としてアンケートの実施に協力するという趣旨であり、相談者の中でアンケートに協力いただける方に対して、お願いできればと思います。 ・協力を拒む方に対して、無理にアンケートの実施をさせていただく必要はありません。</p>	<p>4月28日</p>